

報告第 1 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 ( 変更年月日 )	件 名 [ 契約の相手方 ]	金額変更(円) 議決金額 変更後金額 変更金額	増減率 ( % )	工期変更 議決工期 変更後工期	変更理由
70	26.6.19 平成26年 第2回足立区 議会定例会で 承認70号	(仮称) 区営中央本町四丁目 第2 アパートその他改築工事  [三浦・田中・竹内 建設共同企業体]	3,246,480,000			新たに発見された地中障害物の撤去、処分等の費用が増額になったことによる。
	(処分日) 27.5.29 (契約変更日) 27.5.29		3,251,944,800  5,464,800	0.17%		
85	26.9.30 平成26年 第3回足立区 議会定例会で 承認85号	(仮称) 区営中央本町四丁目 第2 アパートその他改築電気 設備工事  [栗駒・馬場・ ティーエムディー 建設共同企業体]	339,660,000			開設当初はシルバーピアとして使用しないため、ナースコール等の設置が中止となり減額になったことによる。
	(処分日) 27.5.29 (契約変更日) 27.5.29		331,549,200  -8,110,800	-2.39%		